

狩 猟 税

狩猟者の登録を受ける者に対して課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられます。

● 納める人

狩猟者の登録を受ける者

● 納める額

狩猟免許の種類	区 分	納める額
第一種銃猟免許（装薬銃）	県民税の所得割を納める必要のある者ならびにその者の同一生計配偶者および扶養親族（農業などの従事者を除く。）	16,500円
	上記以外の者	11,000円
網猟免許およびわな猟免許（銃器以外のはこわな・なげ網など）	県民税の所得割を納める必要のある者ならびにその者の同一生計配偶者および扶養親族（農業などの従事者を除く。）	8,200円
	上記以外の者	5,500円
第二種銃猟免許（空気銃）	—	5,500円

次の狩猟者の登録については、軽減措置が適用されます（令和11年3月31日までの登録に限りです）。

- 対象鳥獣捕獲員に係る登録…課税免除
- 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る登録…課税免除
- 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、許可捕獲等を行った者が受ける登録…税額の1/2を軽減
- 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、従事者証の交付を受け、許可捕獲等を行った者が受ける登録…税額の1/2を軽減

● 納税

狩猟者の登録を受けるときに納めます。

鉱 区 税

地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利（鉱業権）を与えられていることに
対する負担として課税されるものです。

● 納める人

県内に鉱区をもっている鉱業権者

● 納める額

■ 砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区……………面積100アールごとに	年額200円
	採掘鉱区……………面積100アールごとに	年額400円

ただし、石油または可燃性天然ガスを目的とするものは、上記税率の2/3となります。

■ 砂鉱を目的とする鉱区	河床に存するもの……延長1,000メートルごとに	年額600円
	その他のもの……………面積100アールごとに	年額200円

● 申告と納税

- 申告
納税義務が発生または消滅した日から7日以内に申告します。
- 納税
県から送付される納税通知書により5月に納めます。